

令和3年5月27日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村における高潮警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の見直し～
(平成23年7月22日付お知らせ関連)

高潮警報・注意報の発表基準について、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮し、一部の市町村では、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、護岸施設の復旧状況等から、下記の市町村では、令和3年6月3日13時(日本時間)をもって高潮警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了します。

記

○岩手県

普代村、野田村、大槌町

○宮城県

松島町、利府町

○福島県

新地町、相馬市、檜葉町、広野町、いわき市

以上